

# 「県立高校の在り方に関する検討会」運営等業務 企画提案仕様書

群馬県教育委員会高校教育課

## 1 事業の名称

「県立高校の在り方に関する検討会」運営等業務

## 2 業務委託の趣旨・目的

少子化の進行や社会環境の変化を踏まえ、県立高校の在り方については、地域の実情や多様なニーズに即した検討が求められている。

本業務は、県立高校の在り方に関する検討会等を円滑に運営し、地域関係者からの意見を幅広く聴取・整理・記録することにより、今後の県立高校施策の検討に資することを目的とする。

## 3 契約期間（委託業務の実施期間）

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 委託業務の内容

次の項目について、実施する。なお、具体的な実施・評価・報告等については、高校教育課（以下「当課」という。）と協議の上、実施計画書を作成し、提出するものとする。

### (1) 検討会について

検討会は、原則として夜間開催（例：18時00分から19時30分までなど）を想定し、1回当たりの参加者数を概ね50名から90名程度とする。開催地区は県内8地区とし、各地区1回の開催を基本とするとともに、特定の2地区においては各2回程度の開催を想定する。これにより、検討会全体としては、年間10回から12回程度の開催を見込むものとする。

また、検討会に付随してワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催するものとし、WGは特定のテーマごとに編成する。1回当たりの参加者数は15名から20名程度とし、開催回数は年間5回程度を想定する。ただし、開催回数はあらかじめ確定したものではなく、具体的な実施回数、開催内容及びテーマについては、当課と協議の上決定するものとする。WGの開催時間帯については、日中開催を想定する。

なお、検討会及びWGの開催地区、開催回数及び開催方法（対面、Web会議又はハイブリッド形式を含む。）については、事業の進捗状況や検討内容等を踏まえ、当課の判断により増減または変更する場合がある。

### (2) 検討会運営等業務

#### ① 関係者の調整等

検討会及びWGの開催にあたり、主な参加者（首長、県議等を含む）をはじめとする参加予定者の予定を踏まえ、当課と連携の上、会議日程の調整に関する補助業務を行う。

#### ② 開催通知

参加者に対し、会議開催に関する通知（日時、場所、留意事項等）を電子メール等により送付する。送付対象は、検討会においては1回あたり最大で100名程度、WGにおいては1回あたり10～20名程度を想定する。

#### ③ 出欠者管理

検討会またはWGの開催にあたっては、開催通知を発出した後、参加予定者の出欠状況を把

握・管理するとともに、出欠結果を反映した参加者名簿を作成するものとする。

④ 会場設営・撤去

会議当日における会場設営（机・椅子配置、機材設置、参加者の名立て等一連の準備）及び会議終了後の原状回復を行う。

⑤ 資料対応

課が提供する会議資料について、印刷及び製本を行う。

⑥ オンライン開催への対応

会議をオンラインで開催する場合には、配信環境の構築及び運営を行う。必要な機器の設置、接続、操作（当日の進行支援を含む）を行う。

⑦ 機器の調達・設置

会議運営に必要なマイク、プロジェクター等の機器について、調達（手配）及び設置を行う。

⑧ 議事記録作成

検討会またはWGの終了後においては、会議の実施状況の整理、配布資料の確認及び整理等を行うとともに、会議における発言内容を記録した議事記録（文字起こし）を作成するものとする。議事記録は、検討会またはWGの終了後7営業日以内に、当課が定める様式に従い作成し、当課が指定する期日までに提出するものとする。また、当課の確認を受けた結果、修正の必要が生じた場合には、速やかに修正対応を行うものとする。

⑨ アンケート業務

県民の意見聴取に係るアンケートについて、設問案の作成、配布・回収及び集計を行い、その結果を整理・分析の上、検討会の実施結果と併せて当課へ報告する。

**(3) 業務実施体制**

本業務の実施にあたっては、主たる業務従事者を1名配置するものとする。検討会及びWGの開催回数が当初の想定を超えて増加する場合には、業務量及び実施体制への影響を踏まえ、当課と受託者で協議の上、必要に応じて契約内容の変更を行うものとし、全体として1名～2名体制を基本とする。

**(4) その他**

- 検討会及びワーキンググループの開催回数が当初の想定を超過する場合には、『企画提案要領 第3「見積限度額」』に記載の金額とは別に、別途協議のうえ定めた金額により変更契約を締結するものとする。
- 業務内容の性格上、受託者の職員には守秘義務があることを徹底させるとともに、セキュリティ体制には万全を期すこと。
- 全ての納品物に係る全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は群馬県教育委員会に帰属するものとする。

**5 応募資格**

応募は、民間事業者の単独提案とする。

**6 事業の再委託の禁止**

当該委託事業は、自らすべて適切に実施しなければならず、再委託は原則認めない。

**7 業務の成果報告等**

委託事業の実施期間の終了後、下記の成果品を提出し、業務完了を報告すること。ただし、公開にあたっては、個人情報等に十分配慮し、当課と協議の上で内容を整理するものとする。

- ア 業務報告書 1部
- イ 収支報告書 1部
- ウ 検討会当日の様子がわかる写真等（J P Gデータ）
- エ その他県が必要と認める書類

## 8 その他

- 業務に関連する事故が発生した場合には、直ちに対応措置等を群馬県に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を行うこと。
- 本業務で知り得た業務上の秘密は保持しなければならない。
- 本業務委託の遂行に伴い発生した関係者等とのトラブルに対しては、受託者の責任において誠意をもって対応すること。
- 本業務委託に係る契約書、本仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、その都度当課との協議により決定する。
- 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、原則群馬県に帰属するものとする。